

上村裁判結審

判決の日まで団結を

のがれられぬ会社責任

本紙第一面記事が伝えたように長く福岡高裁で闘い続けてきた上村裁判は結審となった。今や判決を迎えるばかりだが、三池大災害裁判、坑内火災裁判などほかの裁判にも大きく影響を及ぼさずにはない裁判だけに、最後まで力をゆるめず闘うことが求められている。

福岡高裁で法廷闘争開始(昭和五十年七月十一日)後四年近く、

第一審(福岡地裁) 提訴の日(四十二年一月三十一日)からすれば十一年以上闘い続けてきた上村裁判は結審となった。判決は、今のところからいって約半年ほど後と推測されている。原告の故上村孝知さんの遺族は、その間血のにじむような苦闘をなめたが、闘いだった。いま全組合員と家族はその遺族に、惜しみなない賞賛を贈っている。

佐伯弁護団長が総括報告

「被告会社は第一審の法廷で、あの坑内火災は自然発火ではない。三池の保安技術は最高のものだ」と主張を繰り返してきた。だがもとより自然発火はそれと問題ではなく、それから現実じやないか、犠牲者の上村さんが作業終了後所定の行動をとれば死なずにすんでいた、勝手な行動をとった本人にも責任がある、とさえた。結果は、自然発火以外に考えられないとする組合の主張が認められ、またさらに上村

判決は団結の力で

上村裁判勝利へ決起

本紙一面記事にあるように、三池労組は上村裁判の結審の前日、一月二十六日の午後五時半から三池労組本部で、上村裁判勝利決起集会を開き、再び第一審について同裁判の勝利のために最後まで闘い続けることを誓い合った。

この日はいそがしいなか、弁護団を代表して本多俊之弁護士がかけつけ、同裁判の経過を報告した。勝たないが立てて決意表明を、本多弁護士の一人の労働者が、ベトナム反対の意思を社内で示したことを理由に首切った会社

決意表明

上村裁判は明二十七日福岡高裁で結審を迎えますが、思えば昭和四十二年一月三十一日提訴以来、七年二月もかり、五十年三月一日福岡地裁の第一審において、原告の主張を二〇〇％認める全面勝利の判決を勝ちとったものの、不当にも会社は即日控訴して高裁に持ち込み、その責任のなれをばかるとともに裁判のひき延ばしに狂奔してきました。

結審して一年三月で夫を奪われ、生後二月もたない子供と年若いお母さんが残されましたが、その後十一年間きつた仕事も持っていない妻の京子さんの苦闘は、察するに余りがあります。昭和三十八年十一月九日、会社の生産第一主義がもたらした三池大災害により、四百五十八名の尊い生命を奪われ、八百三十九名のCO中毒患者を出しました。その反省として、「保安には万全を尽す」と、会社幹部は深く頭を下げたのに、それから四年もたない四十二年九月二十八日、またも死者七名、CO中毒患者四百一十五名という坑内火災をひき起こ

上村裁判解説

三池大災害から四年足らず、またしても同坑の坑底で、昭和四十二年九月二十八日坑内火災が発生。入坑していた労働者五百六十一人のうち七人が命を奪われ、大量のCO患者がけり出された。死んだ人の一人が三池労組員だった故人——上村孝知さん(当時三十歳)で、その遺族で妻の京子さん(四十歳、当時二十九歳)、遺児の幸枝ちゃん(十一歳、小学五年生、当時生後五十日)、それ

に実母ハジメさん(七十四歳、当時六十三歳)の三人は、三池労組に包まれながら、昭和四十三年一月三十一日、三井鉱山の責任を追及するため損害賠償請求裁判を福岡地裁に提訴した。その後七年近く、二十九回の公判をもつて闘った結果、五十年三月一日の判決で、全面勝利を収めたのだった。

上村裁判結審に思う

三井がどんなに謝罪しても返らぬしあわせ

CO患者家族 猿渡 ハギエ

長く、そして長い法廷闘争を続けてきた上村裁判も、今日福岡高裁で結審をむかえた。言葉は変ですが、もともと地裁で全面勝利をしたものを、責任を負うべき三井が不当にも控訴して月日を重さね、やっと今日がきました。

上村さん遺族の京子さん、娘さん、おばあさんの辛苦は、到底前にも「上村さん、本当にすまないことをしました。生命の取

つたからもうこれでよいのではな

く、みんなが毅然たる態度を持ち、機会ある毎にこの公判のこと、これからも続く大災害裁判公判のことなどを一人でも多くの人に話し、真実を伝えることが大切だと思ひます。

そもそも一審で、九・二八坑内火災は自然発火だ、と明確な判決が下されたのです。しかし二審の高裁で会社側は、突発的事

と三井が土下座してわびても、すぎた日々、うけた損害は元通りにはなりません。このままでは絶対に許されません。上村さん一家も、この先もまた一踏に、完全勝利を手にするため

故上村孝知さんの遺族、妻の京子さんと実母ハジメさん。顔を覆う母親の姿が、裁判闘争の長かつたことをしのばせる。(決起集会で)

